香取市障害福祉計画等策定業務業者選定要領

１．目的

　　この要領は、香取市第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画策定業務に係る業者選定方法の手続きについて、必要な事項を定める。

２．選定主体

　　香取市障害福祉計画等策定業務委託業者選定委員会

３．審査方法

（１）１次審査（書類審査）

　　　応募が多数の場合は、１次審査を実施し、上位５社程度を２次審査の対象とする。審査結果及び２次審査の案内については４月１７日（金）を目途に通知する。

（２）２次審査（プレゼンテーション審査）

２次審査はプレゼンテーション方式により実施し、内容を審査、採点し、総得点の高い順に優先交渉者を決定する。

　　ア　日　程　令和２年４月２１日（火）

　　イ　場　所　香取市役所　４階　会議室

　　ウ　その他　詳細については別途通知

（３）その他

　　　応募者が１社の場合も審査を行い、委員の平均が基準点（70点）以上であれば受託事業者として決定する。

４．審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 評価内容 |  |
| 実績・経験・体制 | 本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。 | 10 |
| 業務を遂行する上で適切な実施体制が確保されているか。 | 10 |
| 実務担当者は本業務と同様の実務経験・実績があるか。 | 10 |
| 企画提案 | 工程管理は工夫され、実効性の高い提案となっているか。 | 10 |
| 業務内容を、趣旨を理解した適切な提案となっているか。 | 10 |
| ２計画を一括で行う優位性が提案されているか。 | 10 |
| 現計画の検証、市の課題等の整理の上、次期計画への優れた提言がされているか。 | 10 |
| プレゼンテーション | プレゼンテーションが解りやすく、説得力があるか。 | 10 |
| 見積金額 | 提案上限額以内の適正な見積金額であるか。 | 20 |
| 計 | | 100 |